

“MAHANA” 太陽のように輝き、みんなを導く先生をイメージして  
スクール主宰会員様を“MAHANA”で名付けました。

## スクール主宰会員“MAHANA”規約

2019年8月26日 制定・施行

本規約は一般社団法人タヒチアンダンス協会 Ori Japan（以下「協会」といいます）が主催する Ori Japan 会員“MAHANA”（以下「会員」といいます）の運営などに際して会員等に定める事項（以下「本規約」といいます）です。

当協会は、フランス領ポリネシア タヒチ と日本のタヒチアンダンス、及びタヒチを愛する会員の皆様に、生涯にわたり夢と生きがいを与えることを目的とします。

また、当協会は例えていうならば各学校の教育委員会のような存在。それぞれのスクール主宰者様の益々の発展、成長を願いみんなで助け合いながら日本国内においてタヒチアンダンスの普及と正しい技術の習得等を分かち合える場所でありたいと考えます。よって全国のタヒチアンダンススクール主宰者の方々の力になることを目的とします。

### 第1章 入会、会費等

- 当協会が定める手続きにより入会を申し込み、当協会が適性と認めた方を会員とします。
- 入会希望者は、本規約及びその他当協会が定める会員の規約を承諾の上で入会を申し込んだものとし、会員となった場合はその規約を承諾したものとみなします。
- 本規約の中にある個人情報の取り扱いについてもそれに該当する内容を入会申し込みと同時に同意したものとみなします。

※個人情報の取り扱いに関しては、個人情報保護法に準じます。

○当協会は入会申し込みがあった後、必要な審査、手続きを経て入会を承認します。また不承認の場合であっても上記の審査、手続きの内容及び結果について一切開示いたしません。入会希望者は上記の不承認、または審査、手続きの内容、結果について如何なる法的手続きを通じても争わないものとします。

- 以下の方は会員になれません。
- ・反社会勢力等に関係のある方ならびに過去に関係のあった方。
- ・未成年ね方で保護者の同意が得られない方。
- 入会時提出書
- ・ご記入済み個人会員“MAHANA”申し込み書
- 入会金 10000 円
- 年会費 36000 円

※申し込み書提出後、簡単な審査後メールにてその後の手続きについてご連絡申し上げます。入会金、年会費の振込確認後に会員証等、発行、発送いたします。

（審査内容:スクールホームページ、SNS で主宰先生と活動の有無も確認させていただいております。）

- 一度納められました入会金、年会費等はいかなる理由があった場合でも返金致しかねます。
- 支払いは口座振り込みでお願いいたします。また支払い方法が変更になった場合はそれに従ってください。
- 特典
- ・ Ori Japan スクール主宰者専用会員カード発行
- ・同会員証を進呈いたします。

- ・当会員専用 協会ホームページ パスワード発行。
- ・当協会ホームページにて貴スクールのご紹介。
- ・スクール主宰先生方との交流を育み、タヒチアンダンスを楽しむこと、

広めることを目的とする その他特典は別紙をご参照ください。

## 第2章 退会

- 退会の際は、所定の退会届を提出してください。

途中退会された場合、入会金、年会費の返還はございません。また規約違反等ある場合には違約金を請求する場合があります。

- 退会の際は、会員期限が失効する 30 日前までに所定の退会届を提出してください。
- 退会届等の提出の確認がとれない場合は、次年度の年会費の請求をさせていただくとともに年会費を納めていただきますのでご注意ください。
- 退会する場合、会員がそれらの事情の発生する 30 日前までに申し出をしなかったことによる不利益は全て会員が負担するものであって当協会に請求できないものとします。
- 退会の正式な手続きがされていない場合、会費相当分を含めた違約金を請求いたします。
- 各項目において、未払い金があった場合、未払い金の全額納入が確認された時点での退会手続きを行うものとします。

## 第3章 当協会の責任

- 会員が、当協会が主催するワークショップ、イベント、コンペティション等、その行き帰り、あるいは会員に関する事案等で起きた事故、事件、怪我等については当協会は一切責任を負いません。よって会員は当協会に対し、上記各事故、事件、怪我等についての損害、損失（治療費、慰謝料、損失補償等を含みますがこれらに限りません。）の賠償その他の法的請求をすることができません。その為自己責任の範囲内で行うものとなります。
- 当協会主催の催事等でおきた（これらに限りません。）怪我、ケンカ、盗難等の事故、事件について当協会は一切の責任を負いません。よって会員は当協会に対し、上記各事故、事件についての損害、損失（治療費、慰謝料、損失補償等を含みますがこれに限りません。）の賠償その他の法的請求をすることができません。
- 会員が、当法人の諸施設（レンタル、遠征先などを含む）を利用中、当該会員の責（せき）に帰すべき事由により当法人または第三者に損害を与えた時は、当該生徒が当該損害に関して賠償する義務を負います。
- 会員が、当法人の設備または備品等（レンタル等を含む）を破損または損失させたときは、その会員は当法人に対し、当法人が被った補修、取替の実費ならびにその当該損害に関しての賠償する義務を負います。
- 会員が当協会の設備または備品（レンタル等を含む）を破損または紛失させたときは、会員は当協会に対し、当協会が被った補修、取替の実費ならびにその他休業損害費の損害費用を賠償するものとします。
- 会員の作為もしくは不作為に関わらず、当協会が何らかの損失または損害（レンタル、第三者との間の紛争に関して支払った損害金、損失金を含みますが、これに限りません）を被った場合、その会員は、当協会に対し損害および損失を賠償するものとします。
- 各会員校でのワークショップ開催時、その行き帰り等（それらに限りません）のワークショップ参加者、講師等の事故、事件、怪我、トラブル、クレーム等に関して当協会は一切の責任を負いません。

## 第4章 除名、閉鎖、一時停止

- 会員が各号の一つに該当すると認めた場合は除名させていただきます。

- 1) 各スクール間、当協会とのトラブル等に対し、再三の注意喚起をしても改善が見られない場合。
- 2) 当協会の設備または備品（レンタルを含む）を故意または重大な過失により毀損または紛失させた場合。
- 3) 本規約、またはその他の規則に違反した場合。
- 4) 当協会の名誉、信用を毀損し秩序を乱した場合。

- 5) その他会員として品位を損なうと当協会が認める非行があった場合。
- 6) 反社会勢力等により当協会の会員の円滑な施設使用（レンタルを含む）に支障を来たす等、当協会が不適当と認めた場合。
  - 下記の事由により当協会の施設（レンタルを含む）の全部または一部を一時的に閉鎖することがあります。この場合、当協会は会員に対しての補償等は一切しません。
  - 1) 台風その他気象異常、風水被害、地震、近隣の事故、公共の乗り物における事故等で、当協会の業務遂行に支障がある時。
  - 2) 当協会または当協会の入居する建物（レンタルを含む）の改造または補修工事実施のとき。
  - 3) 法令の制度改革、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。

## 第5章 その他個人情報について等

- 当協会に登録している住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先が変更になった場合は速やかに当協会へ変更を届け度ることとします。
  - 前項の場合において、変更を届け出なかったことによる不利益は全て会員が負担するものとします。
  - 本規約またはその他の規則は会員の上承または会員への通知なくして、追加、削除、または変更される場合があり、会員は予め承諾したものとします。
  - 本規約やその他規則の追加、削除、変更はそれらが当協会内の掲示板またはインターネット上の Web サイトに公開された時点から効力が発生するものとします。
  - 当協会は、会員の個人情報を当協会の運営目的以外で使用せず、会員からの書面（インターネット上の Web サイトの画面を含みます）により直接個人情報を収集する場合には法令により例外とされる場合を除きその都度予め利用目的を明示します。
  - 当協会は、会員の個人情報を会員の同意がある場合または正当な理由がある場合を除き第三者に開示または提供しません。
- 会員は自己が当協会に提供した個人情報が正確であることを保証します。当協会は当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。
- 当協会の名義を利用しての詐欺行為、不正行為等があった場合、当協会は一切の責任を負いません。
  - 当協会の名前を使って、他のスタジオ等への迷惑行為等が生じた場合、当協会は一切の責任を負いません。
  - 会員証等の不正使用、改ざん等は厳禁とします。
  - 前項において、会員やその他の当該者は、いかなる法的請求もすることはできません。
  - 当協会のホームページ、SNS 等、またチラシ、ポスター等に写真、動画等載せる場合があります。ご協力お願いいたします。

以上

一般社団法人

タヒチアンダンス協会 Ori Japan

会長 高田 憲和